皇室事項

信任状捧呈式

十一月二十六日午前十時三十分、宮中において、新任本邦駐在セネガル国特命全権大使ブーナ・セム・ジュフの信任状捧呈式を行われた。

十一月二十六日午前十一時、宮中において、新任本邦駐在レソト国特命全権大使リチャド・ラモエレツィの信任状捧呈式を行われた。

認証官任命式

十一月二十五日午後六時五十五分、宮中において、特命全権大使並木芳治の認証官任命式が行われた。

行幸啓

天皇皇后両陛下は、十一月二十六日午後一時四十四分御出門、商工会法施行五十周年記念式典に御臨席のため、日本武道館（千代田区）へ行幸啓、同二時三十五分還幸啓になった。

御祝電

天皇陛下は、十一月二十八日アルバニア国の国祭日につき、同月二十六日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、十一月二十八日モーリタニア国の独立記念日につき、同月二十六日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、十一月二十八日東ティモール国の独立記念日につき、同月二十六日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

秋田労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成20年秋田労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 11 月 30 日

秋田労働局長　坂本　忠行

第４号中「１時間732円」を「１時間740円」に改める。

資　料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

十一月二十四日（水）

○一般案件

一、北朝鮮による砲撃事件対策本部の設置について（決定）（内閣官房）

十一月二十六日（金）

○一般案件（抜粋）

一、食と農林漁業の再生推進本部の設置について（決定）（内閣官房）

○国会提出案件（抜粋）

一、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の規定の施行に関する報告について（決定）（法務省）

一、労働災害防止計画の変更について（決定）（厚生労働省）

公　告

諸　事　項

工　場　財　団

富山県高岡市長慶寺575番地**三協ワシメタル株式会社**の富山県高岡市長慶寺575番地三協ワシメタル株式会社本社工場についての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 22 年 11 月 30 日　　富山地方法務局高岡支局

製造たばこ小売定価公告

たばこ事業法第33条第１項の規定により製造たばこの小売定価を平成22年11月15日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

平成 22 年 11 月 30 日　　財務大臣　野田　佳彦

製造たばこの品目			製造国（地）	小売定価
製造たばこの区分	名称	製品の区分		
葉巻たばこ	ドナフロール　ロブスト　セレクションマタフィナ	127㎜　１本	ブラジル	1,200円
葉巻たばこ	ジノ　プラチナ　マスター　エディション　2010	133㎜　１本	ドミニカ共和国	3,000円
葉巻たばこ	ダビドフ　キュヴェ　セレクション　2010	108㎜　１本	ドミニカ共和国	3,000円
葉巻たばこ	オーパス　X　ライジング	162㎜　１本	ドミニカ共和国	11,000円
葉巻たばこ	オーパス　X　ＢＢＭＦ　ナチュラル	155㎜　１本	ドミニカ共和国	12,000円
葉巻たばこ	オーパス　X　ＢＢＭＦ　マデューロ	155㎜　１本	ドミニカ共和国	12,000円
葉巻たばこ	オーパス　X　シャーク	145㎜　１本	ドミニカ共和国	11,000円
葉巻たばこ	オーパス　X　スコーピオ	145㎜　１本	ドミニカ共和国	9,000円
葉巻たばこ	オーパス　X　チリ　ペッパー	140㎜　１本	ドミニカ共和国	6,800円
葉巻たばこ	オーパス　X　フォービデン　ランセロ	190㎜　１本	ドミニカ共和国	6,500円
葉巻たばこ	オーパス　X　エル　スコーピオン	155㎜　１本	ドミニカ共和国	12,000円
葉巻たばこ	オーパス　X　ラブ　アフェアー	116㎜　１本	ドミニカ共和国	5,000円
葉巻たばこ	オーパス　X　ＬＦＭＦ	132㎜　１本	ドミニカ共和国	8,000円
葉巻たばこ	オーパス　X　レゼルバ　シャトー	178㎜　１本	ドミニカ共和国	11,000円
葉巻たばこ	オーパス　X　パーフェクション　X	155㎜　１本	ドミニカ共和国	9,000円

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品の輸入額の公告

関税暫定措置法施行令（昭和35年政令第69号）第33条の規定に基づき、平成22年４月１日から平成22年10月31日までの間における経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（平成17年条約第８号）附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品の輸入額を、次のように公告する。

平成 22 年 11 月 30 日　　財務大臣　野田　佳彦